

船橋市公共下水道事業計画区域外流入の許可に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市公共下水道事業計画区域外の公共下水道施設使用(以下「区域外流入」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請)

第2条 区域外流入をしようとする者(以下「申請者」という。)は、船橋市公共下水道区域外流入許可申請書(第1号様式)に次に掲げる書類及び図面を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 案内図
- (2) 排水計画平面図
- (3) 公図の写し
- (4) 全部事項証明書または登記事項要約書
- (5) 構造図
- (6) 写真
- (7) 工事見積書
- (8) その他市長が必要と認める書類

(許可の要件)

第3条 市長は、前条の規定による許可申請があった場合において、次の各号に掲げる要件を満たさなければ、許可をしてはならない。

- (1) 下水が自然流下により公共下水道に流入すること。
- (2) 公共下水道に流入する下水の量が公共下水道の構造及び管理に影響を与えない範囲内であること。
- (3) 既設の下水道施設の増強、新設等による市の負担が生じないこと。
- (4) 市の将来の施設整備に支障とならないこと。
- (5) 下水道排水施設は、船橋市下水道設計指針に基づき設置し、工事完了後に市に寄付すること。
- (6) 下水の水質が、下水道法(昭和33年法律第79号)、船橋市下水道条例(昭和36年船橋市条例第31号。以下「下水道条例」という。)及び関係法令の基準に適合するものであること。
- (7) 申請地の処理系統が流域関連下水道事業区域の場合、または他団体が管理する下水道施設に接続する場合は、その管理者と協議を行い、その承認が得られること。

2 市長は、流入を許可する場合は、船橋市公共下水道区域外流入許可書(第2号様式)により、次の各号に掲げる条件等を付けて、申請者に通知しなければならない。

- (1) 前項第5号及び第6号に関する事項。
- (2) 前項第5号に定める工事及び宅地内排水設備工事を施工するにあたっては、別に市長に申請しなければならない。
- (3) 公共下水道への接続後は、下水道法、下水道条例及び関係法令が適用されるものであること。
- (4) 許可申請の内容に変更が生じたときは、速やかに市と協議しなければならないこと。
- (5) その他市長が必要と認めたもの。

(その他)

第4条 許可地が、船橋市公共下水道区域に将来編入された時には、船橋市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和54年船橋市条例第45号）に基づき受益者負担金が賦課されるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成22年3月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。